

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について協議します。

令和元年6月3日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項

平成22年8月4日付け答申で承認を受けた「高知県ホームページによる行政情報提供事務」の追加について

番号	事務担当課	事務の名称	システム等の名称	収集する理由又は必要性
1	各課室所	高知県ホームページによる行政情報提供事務	県ホームページ・ <u>SNS</u>	近年、SNSの普及を踏まえて、行政機関もホームページのみならず、積極的にSNSを活用して行政情報を発信・共有・拡散させることにより、幅広いユーザーに本県への関心を高めてもらうことが必要であるため